

# 共通仕様書

〔業務委託編 Ⅱ〕

平成30年10月1日

令和元年6月27日一部改正

令和元年10月1日一部改正

## 語句の改正

令和元年10月1日より、以下のとおり語句の改正をしております。

(旧) 成果品 → (新) 成果物

(旧) 福島県電子納品運用ガイドライン(案) [業務委託編]

→ (新) 福島県電子納品運用ガイドライン [業務委託編]

## 令和元年10月 1 日一部改正

### 共通編 第1章 総 則

- (2) 照査技術者は、技術士〔総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門〕、R C C M（業務に該当する登録技術部門）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（「総則の運用」を参照。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。
- (6) 照査技術者は、照査計画に基づき、照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。
- (7) 照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

#### 第1109条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合（変更する場合）は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出（様式 - 28、29）するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）  
なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

#### 第1110条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した登録のための確認のお願いをテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低入札価格である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

#### 第1111条 打合せ等

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式 - 27）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿（様式 - 27）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。
4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新（アップデート）されたソフトを使用してウィルスチェックを行い提出するものとする。なお、使用するウィルスチェックソフトの種別は任意とする。
6. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。

ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での回答が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

#### 第1112条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後10日（休日等を除く）以内に業務計画書を作成し、監督員に(参考 - 11を付して)提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 

(1) 業務概要	(2) 実施方針	(3) 業務工程	(4) 業務組織計画
(5) 打合せ計画	(6) 成果物の品質を確保するための計画		
(7) 成果物の内容、部数	(10) 使用する主な図書及び基準	(9) 連絡体制（緊急時含む）	
(10) 使用する主な機器	(11) 照査計画	(12) その他	
- (2)実施方針又は(11)その他には、第1131条個人情報の取扱い、第1132条安全等の確保及び第1137条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。
3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

#### 第1113条 資料の貸与及び返却

1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受注者間で協議する。
2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してならない。万一、損傷した場合には受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

#### 第1114条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

#### 第1115条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面（様式 - 10）で随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

13. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

14. 受注者は、「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」に基づき設計するものとし、進捗に合わせて「UDチェックリスト」により確認し、完成後に監督員へ提出する。

#### 第1210条 調査業務及び計画業務の成果

1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。
2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。
4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等ならびにその計算過程を明記するものとする。
5. 受注者は、成果物の作成にあたっては、成果物一覧表又は特記仕様書によるものとする。

#### 第1211条 設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

##### (1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

##### (2) 設計計算書等

計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。

##### (3) 設計図面

設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

##### (4) 数量計算書

数量計算書は、土木設計マニュアル「数量算出編」及び「設計積算編」により行うものとし、算出した結果は「福島県土木部数量総括表作成要領」に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

##### (5) 概算工事費

受注者は、概算工事費を算定する場合には、監督員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

##### (6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

- |           |           |             |
|-----------|-----------|-------------|
| (イ) 計画工程表 | (ロ) 使用機械  | (ハ) 施工方法    |
| (ニ) 施工管理  | (ホ) 仮設備計画 | (ヘ) 特記事項その他 |

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

##### (7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計方針の検討

所定の機能が発揮されるよう、突堤の型式、天端高、天端幅、長さ及び方向並びに突堤相互の間隔を定めるものとする。

(8) 要求性能の検討

突堤は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、突堤は、波浪及びその他の作用に対して安全な構造とするものとする。

(9) 最適案の選定

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(10) 設計図

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(11) 関係機関との協議資料作成

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(12) 施工計画案の比較検討

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(13) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(14) パース作成

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(14)に準ずるものとする。

(15) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 突堤の構造型式や構造諸元の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

自然条件

潮位、波浪、流れ、漂砂、海底地形及び海浜地形、地盤

その他の条件

背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、船舶航行条件、施工条件

2) 突堤の設置目的を達成するための性能は、原則として堤長、天端高、方向及び構造の組合せにより評価するものとする。突堤群として機能させる場合には設置間隔を加えるものとする。性能の照査に当たっては、当該海岸における潮位及び波浪条件等を適切に設定し、浜幅が所定の幅を満たしていることを確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

3) 突堤は、波力及び土圧の作用並びに洗掘に対して安全な構造とするものとする。安全性能の照査では、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。

5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第3103条堤防、護岸予備設計第2項に準ずるものとする。

第3110条 突堤詳細設計

1. 業務目的

突堤詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条

表3.1.1 予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	種							類		摘要
				堤防、 護岸	胸壁	突堤	離岸堤	潜堤・人工 リーフ	消波堤	津波 防波堤	砂浜	付設 帯備	
予備	設計図	平面図	1:500~1:1000										
		標準断面図	1:100または 1:200										
		縦断図	V=1:50~1:100 H=1:200~1:1000										
		横断図	1:100~1:200										
		本体工 一般図	1:20~1:200										
		付帯工 一般図	1:20~1:200										
		施工計画図	1:20~1:1000										
設計	設計報告書	基本事項 検討書											基本諸元の検討 構造型式の検討
		施工計画書											施工法の検討 全体計画の検討
		概算工事費											概算数量 概算工事費
		考察											課題整理 今後の調査事項
パス												A-3版の着色	

砂浜の本体工一般図については、砂と突堤等の境界面における防砂版が設計業務に含まれる際に限り作成するものとする。

表3.1.2 詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	種							類		摘要
				堤防、 護岸	胸壁	突堤	離岸堤	潜堤・人工 リーフ	消波堤	津波 防波堤	砂浜	付設 帯備	
詳細	設計図	位置図	1:2500~1:5000										
		平面図	1:500~1:1000										
		標準断面図	1:100または 1:200										
		縦断図	V=1:50~1:100 H=1:200~1:1000										
		横断図	1:50~1:100										
		本体構造 細図	1:20~1:100										
		基礎 細図	1:20~1:200										
		付帯 細図	1:20~1:100										
		配筋図	1:50~1:200					—	—	—			
		土工図	1:100~1:200										
設計	設計報告書	仮設構造物 細図	1:50~1:500										
		数量計算 書	数量計算										
		基本事項 検討書											基本諸元の決定・ 整理
		構造計算書											本体工、基礎工
		景観検討費											基本条件 詳細デザイン
		施工計算書											施工計画 仮設計画
パス											A-3版の着色		

## 第2章 交通現況調査

### 第1節 交通現況調査

#### 第6201条 交通現況調査の種類

交通現況調査の種類は以下のとおりとする。

- (1) 交通量調査
- (2) 速度調査
- (3) 起終点調査
- (4) 交通渋滞調査
- (5) 駐車場調査

### 第2節 交通量調査

#### 第6202条 交通量調査の区分

交通量調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 単路部交通量調査
- (2) 交差点部交通量調査

#### 第6203条 単路部交通量調査

##### 1. 業務目的

単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量の実態を得ることを目的とする。

##### 2. 業務内容

単路部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す項目に関して現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、および調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査位置、調査時期（調査日・時間）の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (3) 交通量調査

受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。

また、車種分類については「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要領 交通調査編」(国土交通省)に準ずるものとする。

##### (4) 集計整理

受注者は、観測した交通量を時間別、方向別および車種別に集計整理するものとする。

##### (5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

##### (6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。



## 令和元年10月1日一部改正

### 道路編 第8章 橋梁設計

- (7) 道路拡幅設計報告書
- (8) 地質調査報告書
- (9) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (10) 橋梁拡幅予備設計等設計協議資料
- (11) 幅杭設計成果

#### 第4節 橋梁補強設計

橋梁補強設計は、耐荷力あるいは地震時安全性の復元または向上を図る補強設計に適用する。なお、修復によって耐荷力あるいは地震時安全性の復元を図れる場合は、ここには含まないものとする。

##### 第6808条 橋梁補強設計の区分

橋梁補強設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁補強予備設計
- (2) 橋梁補強詳細設計

##### 第6809条 橋梁補強予備設計

###### 1. 業務目的

橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工、基礎工及び上下部接続部について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。

###### 2. 業務内容

橋梁補強予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

###### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6803条橋梁予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

###### (3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された橋梁構造、補強条件等設計施工上の基本的な条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。

###### (4) 既設橋の照査

受注者は、設計図書に基づき、概略断面検討あるいは概略安定検討により既設橋の照査を行い、補強の目的に照らし合わせて着目する部材に補強が必要かどうかを判断するものとする。

###### (5) 補強工法比較案の選定

受注者は、補強構造としてふさわしい橋梁補強案数案について、構造特性、施工性、維持管理、環境との整合および現交通への影響など総合的な観点から技術的特徴・課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案を選定するものとする。

###### (6) 基本事項の検討

受注者は、設計を実施する補強工法比較案に対して、第6803条橋梁予備設計第2項の(5)に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

###### (7) 復元設計

受注者は、既設橋梁の竣工図書がない場合、設計図書に基づき、施工時点の基準に基づいた復元設計を行い、補強設計に関連する部材の断面を推定するものとする。

###### (8) 設計計算

受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、補強部材の概算応力計算あるいは概略断面検討を行い、補強

## 令和元年10月1日一部改正

主要技術基準及び参考図書

### 主要技術基準及び参考図書

	名 称	編集又は発行所名
[1]	共 通	
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会
2	土木製図基準 [2009年改訂版]	土 木 学 会
3	水理公式集 平成11年度版	土 木 学 会
4	JISハンドブック	日 本 規 格 協 会
5	土木工事安全施工技術指針 - 平成21年 改訂版 -	全日本建設技術協会
6	土木工事安全施工技術指針の解説 - 平成13年 改訂版 -	全日本建設技術協会
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説 (土木工事編)	国土開発技術研究センター
8	建設機械施工安全技術指針	国 土 交 通 省
9	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会
10	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会
11	共通仕様書 土木工事編 . . .	福 島 県 土 木 部
12	地盤調査の方法と解説 (2分冊)	地 盤 工 学 会
13	地盤材料試験の方法と解説 (2分冊)	地 盤 工 学 会
14	地質・土質調査成果電子納品要領	国 土 交 通 省
15	公共測量 作業規程の準則	福 島 県
16	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日 本 測 量 協 会
17	公共測量 作業規程の準則 解説と運用 (地形測量及び写真測量編) (基準点測量編、応用測量編)	日 本 測 量 協 会
18	測量成果電子納品要領	国 土 交 通 省
19	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国 土 地 理 院
20	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル (案)	国 土 地 理 院
21	公共測量成果改定マニュアル	国 土 地 理 院
22	福島県電子納品運用ガイドライン <u>  </u> 【業務委託編】	福 島 県 土 木 部
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国 土 交 通 省
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国 土 交 通 省
25	<u>2017</u> 年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土 木 学 会
26	2014年制定 舗装標準示方書	土 木 学 会
27	2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土 木 学 会
28	2013年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連規準編】 +【JIS規格集】	土 木 学 会

	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
29	<u>2018年</u> 制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土 木 学 会
30	<u>2017年</u> 制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土 木 学 会
31	2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土 木 学 会
32	土木設計業務等の電子納品要領	国 土 交 通 省
33	C A D 製図基準	国 土 交 通 省
34	C A D 製図基準に関する運用ガイドライン	国 土 交 通 省
35	デジタル写真管理情報基準	国 土 交 通 省
36	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会
37	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土 木 学 会
38	2016年度トンネル標準示方書 <u>「共通編」</u> ・同解説 / <u>「山岳工法編」</u> ・同 <u>解説</u>	土 木 学 会
39	2016年度トンネル標準示方書 <u>「共通編」</u> ・同解説 / <u>「シールド工法</u> <u>編」</u> ・同解説	土 木 学 会
40	2016年度トンネル標準示方書 <u>「共通編」</u> ・同解説 / <u>「開削工法編」</u> ・同 <u>解説</u>	土 木 学 会
41	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会
42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会
43	日本下水道協会企画 (J S W A S) シールド工用標準セグメント (A - 3 , 4)	日 本 下 水 道 協 会
44	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会
45	軟岩評価 - 調査・設計・施工への適用	土 木 学 会
46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	地 盤 工 学 会
47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日 本 ア ン カ ー 協 会
48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会
49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会
50	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター
51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建 設 省 土 木 研 究 所
52	薬液注入工法の設計施工指針	日 本 グ ラ ウ ト 協 会
53	薬液注入工法設計資料	日 本 グ ラ ウ ト 協 会
54	薬液注入工法積算資料	日 本 グ ラ ウ ト 協 会
55	近接基礎設計施工要領(案)	建 設 省 土 木 研 究 所
56	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会
57	高圧受電設備規程	日 本 電 気 協 会
58	防災設備に関する指針 - 電源と配線及び非常用の照明装置 - 2004年版	日 本 電 設 工 業 協 会

令和元年10月1日一部改正

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
89	土木設計マニュアル [都市計画編]	福 島 県 土 木 部
90	土木設計マニュアル [港湾漁港編]	福 島 県 土 木 部
91	土木設計マニュアル [ダム編]	福 島 県 土 木 部
92	土木工事標準設計図集	福 島 県 土 木 部
93	福島県土木部数量総括表作成要領	福 島 県 土 木 部
94	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル (案)	国 土 地 理 院
95	GNSS測量による標高の測量マニュアル	国 土 地 理 院
96	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国 土 地 理 院
97	マルチ GNSS 測量マニュアル (案) 近代化 GPS、Galileo等の活用	国 土 地 理 院
98	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国 土 地 理 院
99	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国 土 交 通 省
100	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針 (案)	国 土 交 通 省
101	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚 生 労 働 省
102	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領 (案)	国 土 交 通 省
103	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機 械 式 鉄 筋 定 着 工 法 技 術 検 討 委 員 会
<u>104</u>	<u>建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル (暫定版)</u>	<u>建設工事における自然由来 重金属等含有土砂への対応 マニュアル検討委員会</u>
<u>105</u>	<u>建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル (改定版)</u>	<u>土木研究所 (編集) 地盤汚 染対応技術検討委員会</u>
<u>106</u>	<u>建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル [暫定版]</u>	<u>土木研究所 (編集)</u>
<u>107</u>	<u>建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル</u>	<u>土木研究所 (監修) 土木研究センター (編集)</u>
<u>108</u>	<u>コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関する ガイドライン</u>	<u>橋梁等のプレキャスト化及 び標準化による生産性向上 検討委員会</u>
<u>109</u>	<u>コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン</u>	<u>橋梁等のプレキャスト化及 び標準化による生産性向上 検討委員会</u>
<u>110</u>	<u>プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法 ガイドライン</u>	<u>道路プレキャスト工技術委 員会ガイドライン検討小委 員会</u>
[2] 河川・海岸・砂防・ダム関係		
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建 設 省

	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
66	道路橋床版防水便覧	日 本 道 路 協 会
67	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日 本 道 路 協 会
68	鋼構造架設設計施工指針 [2012年版]	土 木 学 会
69	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土 木 学 会
70	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土 木 学 会
71	橋の美 - 道路橋景観便覧 橋の美 - 道路橋景観便覧 橋の美 - 橋梁デザインノート	日 本 道 路 協 会
72	道路トンネル技術基準 (換気編)・同解説 平成20年改訂版	日 本 道 路 協 会
73	道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説	日 本 道 路 協 会
74	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会
<u>削除</u>		
<u>75</u>	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(改訂版)	日 本 道 路 協 会
<u>76</u>	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版)	日 本 道 路 協 会
<u>77</u>	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日 本 道 路 協 会
<u>78</u>	道路トンネル安全施工技術指針	日 本 道 路 協 会
<u>79</u>	シールドトンネル設計・施工指針	日 本 道 路 協 会
<u>80</u>	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会
<u>81</u>	舗装設計施工指針 平成18年版	日 本 道 路 協 会
<u>82</u>	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (改訂版)	日 本 道 路 協 会
<u>83</u>	舗装設計便覧 平成18年版	日 本 道 路 協 会
<u>84</u>	舗装施工便覧 平成18年版	日 本 道 路 協 会
<u>85</u>	アスファルト混合所便覧 (平成8年版)	日 本 道 路 協 会
<u>86</u>	舗装再生便覧 平成22年版	日 本 道 路 協 会
<u>87</u>	砂利道の瀝青路面処理指針	日 本 ア ス フ ァ ル ト 協 会
<u>88</u>	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針 (案)	日 本 ア ス フ ァ ル ト 協 会
<u>89</u>	舗装再生便覧	日 本 道 路 協 会
<u>90</u>	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵 鋼 ス ラ グ 協 会
<u>91</u>	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵 鋼 ス ラ グ 協 会
<u>92</u>	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	イ ン タ ー ロ ッ キ ン グ ブ ロ ッ ク 舗 装 技 術 協 会
<u>93</u>	設計要領第一集 舗装編	N E X C O
<u>94</u>	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成27年版	国 土 交 通 省

## 令和元年10月1日一部改正

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
<a href="#">95</a>	併用軌道構造設計指針	日本道路協会
<a href="#">96</a>	道路維持修繕要綱（改訂版）	日本道路協会
<a href="#">97</a>	舗装調査・試験法便覧（全4分冊）	日本道路協会
<a href="#">98</a>	道路震災対策便覧（震前対策編）平成18年度改訂版	日本道路協会
<a href="#">99</a>	道路震災対策便覧（震災復旧編）平成18年度改訂版	日本道路協会
<a href="#">100</a>	道路震災対策便覧（震災危機管理編）	日本道路協会
<a href="#">101</a>	落石対策便覧	日本道路協会
<a href="#">102</a>	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会
<a href="#">103</a>	道路土工構造物技術基準	国土交通省
<a href="#">104</a>	<u>道路土工構造物技術基準・同解説</u>	<u>日本道路協会</u>
<a href="#">105</a>	道路防雪便覧	日本道路協会
<a href="#">106</a>	共同溝設計指針	日本道路協会
<a href="#">107</a>	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）	道路保全技術センター
<a href="#">108</a>	共同溝耐震設計要領（案）	建設省土木研究所
<a href="#">109</a>	キャブシステム技術マニュアル（案）解説	開発問題研究所
<a href="#">110</a>	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会
<a href="#">111</a>	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会
<a href="#">112</a>	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会
<a href="#">113</a>	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会
<a href="#">114</a>	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会
<a href="#">115</a>	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会
<a href="#">116</a>	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）	国土交通省
<a href="#">117</a>	道路反射鏡設置指針	日本道路協会
<a href="#">118</a>	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会
<a href="#">119</a>	道路標識ハンドブック（2012年版）	全国道路標識・標示業協会編
<a href="#">120</a>	路面標示ハンドブック	全国道路標識・標示業協会編
<a href="#">121</a>	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会
<a href="#">122</a>	料金徴収施設設置基準（案）・同解説	日本道路協会
<a href="#">123</a>	（補訂版）道路のデザイン 道路デザイン指針（案）とその解説	日本みち研究所
<a href="#">124</a>	平成21年度道路環境センサ調査要領	道路局地方道環境課、 国土技術政策総合研究所
<a href="#">125</a>	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
126	道路防災総点検要領 [豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター
127	道路防災総点検要領 [地震]	道路保全技術センター
128	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター
129	道路防災点検の手引き [豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター
130	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領 (案)	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課
131	橋梁定期点検要領	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課
<u>132</u>	<u>道路土工構造物点検要領</u>	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課
<u>133</u>	<u>舗装点検要領</u>	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課
<u>134</u>	<u>道路トンネル定期点検要領</u>	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課
<u>135</u>	<u>シェッド・大型カルバート等定期点検要領</u>	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 技 術 課
<u>136</u>	<u>舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針</u>	日 本 道 路 協 会
<u>137</u>	橋梁における第三者被害予防措置要領 (案)	国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課
<u>138</u>	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会
<u>139</u>	道路管理施設等設計指針 (案)・道路管理施設等設計要領 (案)	日本建設機械施工協会
<u>140</u>	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国 土 交 通 省 道 路 局
<u>141</u>	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局
<u>142</u>	ラウンドアバウトマニュアル	交 通 工 学 研 究 会
<u>143</u>	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国 土 交 通 省 道 路 局 警 察 庁 交 通 局
[4] 電気・機械・設備等		
1	日本電機工業会 (JEM) 規格	日 本 電 機 工 業 会
2	解説 電気設備の技術基準 最終改正	経済産業省原子力安全・保安院
3	内線規程 J E A C 8001-2018	日 本 電 気 協 会
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成 <u>31</u> 年版	国 土 交 通 省
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成 <u>30</u> 年版	建 設 電 気 技 術 協 会
6	建築設備設計基準 平成 <u>30</u> 年版	国 土 交 通 省
<u>削除</u>		
<u>7</u>	<u>公共建築工事標準仕様書 [電気設備工事編] 平成 31 年版</u>	国 土 交 通 省
<u>8</u>	<u>公共建築工事標準仕様書 [機械設備工事編] 平成 31 年版</u>	国 土 交 通 省
<u>9</u>	公共建築設備工事標準図 [電気設備工事編] 平成 <u>31</u> 年版	国 土 交 通 省
<u>10</u>	公共建築設備工事標準図 [機械設備工事編] 平成 <u>31</u> 年版	国 土 交 通 省

## 令和元年10月1日一部改正

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
<a href="#">11</a>	電気設備工事監理指針	公 共 建 築 協 会
<a href="#">12</a>	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建 設 電 気 技 術 協 会
<a href="#">13</a>	通信鉄塔設計要領・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会
<a href="#">14</a>	通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会
<a href="#">15</a>	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会
<a href="#">16</a>	電機通信施設設計要領・同解説（電気編）	建 設 電 気 技 術 協 会
<a href="#">17</a>	電機通信施設設計要領・同解説（通信編）	建 設 電 気 技 術 協 会
<a href="#">18</a>	電機通信施設設計要領・同解説（情報通信システム編）	建 設 電 気 技 術 協 会
<a href="#">19</a>	雷害対策設計施工要領（案）・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会
<a href="#">20</a>	電気通信施設劣化診断要領・同解説（電力設備編）	建 設 電 気 技 術 協 会
<a href="#">21</a>	機械工事塗装要領（案）・同解説	国 土 交 通 省

※平成30年10月1日追加

項目	名 称	編集又は発行所名
共通	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国 土 地 理 院
共通	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機 械 式 鉄 筋 継 手 工 法 技 術 検 討 委 員 会
共通	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流 動 性 を 高 め た コ ン ク リ ー ト の 活 用 検 討 委 員 会
河川	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 治 水 課
河川	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財)リバーフロント 整 備 セ ン タ ー
道路	舗装性能評価法ー必須および主要な性能指標の評価法編ー	日 本 道 路 協 会
道路	舗装性能評価法ー必要に応じ定める性能指標の評価法編ー	日 本 道 路 協 会
道路	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日 本 み ち 研 究 所
機械	機械工事共通仕様書（案）	国 土 交 通 省
機械	機械工事管理基準（案）	国 土 交 通 省
設備	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国 土 交 通 省
設備	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国 土 交 通 省
設備	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル（案）	国 土 交 通 省
設備	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国 土 交 通 省

注意：最新版を使用するものとする。



## 令和元年10月1日一部改正

### 一般調査 第1章 総 則

5. 社内審査員は、業務完了に伴って審査結果を社内審査書としてとりまとめ、社内審査員の署名捺印のうえ主任技術者に差し出すものとする。
6. 社内審査員は、主任技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

#### 第110条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合（変更する場合）は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出（様式 - 28、29）するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く。）  
なお、担当技術者が複数にわたる場合は適切な人数とし、8名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は、社内審査員を兼ねることはできない。

#### 第111条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
2. 受注者は次の各号に掲げる書類を別表により、監督員を経て、遅滞なく提出しなければならない。
  - (1) 業務委託着手届〔様式 - 1〕
  - (2) 主任技術者・社内審査員通知書〔様式 - 3〕
  - (3) 作業工程表〔様式 - 2〕
  - (4) 業務計画書〔参考 - 11〕
  - (5) 業務委託完了届〔様式 - 19〕
  - (6) 成果物目録〔様式 - 20〕及び成果物
  - (7) その他監督員が必要と認めたもの注) 様式については、共通仕様書〔業務委託編〕に掲載。
3. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は完了後速やかに、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。  
また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。  
また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。  
なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請をを省略できるものとする。  
また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

#### 第112条 打合せ等

1. 地質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿様式 - 27）に記録し、相互に確認しなければならない。  
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）等を作成するものとする。

2. 地質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新（アップデート）されたソフトを使用してウィルスチェックを行い提出するものとする。なお、使用するウィルスチェックソフトの種別は任意とする。
6. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。  
ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での回答が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

#### 第113条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後10日（休日等を除く）以内に業務計画書を作成し、監督員に（参考 - 11）を付して提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程
  - (4) 調査組織計画
  - (5) 打合せ・立会計画
  - (6) 実施順序及び方法
  - (7) 成果物の内容、部数
  - (8) 使用する主な図書及び基準
  - (9) 連絡体制（緊急時含む）
  - (10) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
  - (11) 仮設備計画
  - (12) 社内審査計画
  - (13) その他必要事項

(2)実施方針又は(3)その他には、第133条個人情報の取扱い、第134条安全等の確保及び第139条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

ただし、軽易な調査については、特記仕様書で示した場合又は監督員の承諾を得た場合は上記項目の一部を省略することができる。
3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえでその都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

#### 第114条 資料等の貸与及び返却

1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。  
なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

## 第119条 成果物の提出

1. 受注者は地質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物及び社内審査書を委託業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(S I)を使用するものとする。
4. 原則として全ての地質調査業務に対して電子納品の対象とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果物として納品すること」をいう。ここでいう電子成果物とは、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。
5. 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果物納物、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。

なお、電子による検査が困難な場合、発注者がA3版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。
6. 成果物の提出は、「要領」に基づいて作成した電子成果物を電子媒体（CD-R等）で1部とする他、事前協議により決定する。

なお、「要領」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。
7. 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
8. 受注者は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、発注者に提出するとともに、「一般財団法人国土盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土盤情報データベース」に登録しなければならない。地盤情報の公開・利用の可否については、受発注者間における事前協議により決定し、受注者は成果物データにおいても「公開可否」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。

また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイル）を、福島県電子納品ガイドライン【業務委託編】に規定されている格納フォルダBORING/OTHRに格納することをもって、提出する成果が検定済みであることを報告することとする。

# 電算業務委託共通仕様書

(土木積算データ入力作成)

## 第1条 適用範囲

この仕様書は、福島県土木部が施行する土木工事の設計積算を土木工事電算システム処理として委託する場合の一般的仕様を示すもので、これにより難しいものについては特記仕様書によりその仕様を示すものとする。

## 第2条 監督員

この仕様書でいう監督員とは、設計業務委託契約書第9条に規定する監督員をいう。

## 第3条 管理技術者・照査技術者

1. 管理技術者・照査技術者はデータ入力作成業務に十分な経験を有する者でなければならない。
2. 照査技術者はデータ入力の作成業務を終了したときはその内容について厳密な審査を行い錯誤等があれば管理技術者に修正をさせるものとする。

## 第4条 提出書類

受託者は次の各号に掲げる書類を別表により監督員を経て遅滞なく提出しなければならない。

- |              |             |             |
|--------------|-------------|-------------|
| (1) 委託業務着手届  | (3) 照査技術者通知 | (5) 委託業務完了届 |
| (2) 管理技術者通知書 | (4) 作業工程表   | (6) 成果物     |

## 第5条 監督員の指示

1. 受託者は受託業務の内容が設計業務と電算業務合併の場合には、積算基準及び条件等積算の方法について積算条件書（別紙様式1）で、監督員の指示をうけるものとする。
2. 委託業務の内容が電算業務単独の場合の積算基準及び条件等積算の方法については設計図書及び特記仕様書に示すものとする。

## 第6条 入力帳票作成に関する一般事項

データ入力の作成は積算基準及び条件等、積算の方法が確定後、「補助入力操作手引き書」に基づき行い積算基準及び条件の採用は正確に行わなければならない。

## 第7条 成果物

受託者が提出しなければならない成果物は次のとおりとする。

	名 称	数 量	備 考
1	設計書データ	1 式	(C D等)
2	設計書データシート	2 部	
3	その他（数量計算書）	2 部	

その他監督の指示するもの

## 第8条 資料の貸与及び返還等

1. 監督員は補助入力システム等データ入力に必要な資料を受託者に貸与するものとする。~~なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。~~
2. 受託者は受託業務が完成したときは成果物の提出と同時に委託者から提出された資料等を委託者に返還しなければならない。

## 第9条 検 査

受託者は、完了検査をうける場合には、あらかじめ成果物並びに関係資料等を整えておくものとし、管理技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。